

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成31年3月29日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）を次のように改正する。

第12条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 管理者は、第1項の規定により年次有給休暇の日数が10日以上となる職員に対しては、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇を付与した日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して与えなければならない。この場合において、当該職員に同項の規定により年次有給休暇を与えたときは、その与えた日数分を5日から控除する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。